



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



2月というのに比較的暖かな日が続いています。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日、中村文昭さんという方の講演を聞いてきました。農業や教育や様々な講演活動を精力的にされている方なのですが、その中で、ジグソーパズルの話を伺いました。パズルのピース一つ一つは「人」。同じような形に見えて、一つとして同じ形のピースはない。でっばりと引っ込みは長所と短所、自分のでっばりを他の人の引っ込みに当てはめて、自分の引っ込みは他の人がでっばりとして当て込んでくれて…それで大きな一つの絵が完成するのだという話に、まさにパズルはチームワークそのものだな…と深く感じました。



* 毎月勤労統計調査より（大阪府平成 19 年平均） *
～一人あたりの給与が最も多かった産業（5人以上）～

- 一人当たりの現金給与総額（月額）が最も多かった産業
- 1位：電気・ガス・熱供給・水道業「664,295 円」
- 2位：金融・保険業「508,610 円」
- 3位：情報通信業「458,141 円」
- 4位：建設業「415,921 円」
- 5位：教育・学習支援業「405,938 円」

なお、調査産業全体の平均額は、355,529 円で平成 18 年の平均と比べると 0.9%減少しました。

★これで完璧！2月の事務★



☆所得税・住民税の確定申告☆

平成 20 年分所得税・個人住民税の確定申告・納付の受付が 2 月 16 日から始まります（還付申告は 15 日以前でも受付可）。期限は 3 月 16 日までです。サラリーマンでも 2 ヶ所以上から給与を受けていた人、年末調整を受けなかった人、平成 20 年中の年収が 2,000 万円を超える人などは、確定申告をする必要があります。また、一定額以上の医療費を支払った人、ローンで新たに住宅を取得した人などは、還付申告により税金が戻ってくる場合があります。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

1 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、2 月 10 日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

1 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 3 月 2 日までに納付。

☆12 月決算法人の確定申告と納税☆

12 月決算法人の確定申告と納税、6 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 2 月中の決算応答日までです。

★働く人の本音から見る 社員定着のポイント★



「なぜ長く会社を続けられた（ている）のか？」とアイテムがサイト内で設置した投稿型ブログで問いかけたところ、

①よい人間関係 ②やりがいのある仕事 ③男女が活躍できる職場であること ④自分自身が健康でいられること という回答が上位に上がったそうです。

①よい人間関係…活気のある店で仲間に恵まれた、お店全員がお互いにフォローし合える、社長の人間性にほれた、周りの人に支えられている

②やりがいのある仕事…売上や売りに責任を持つ、頭を使って考えることで達成感、プロジェクトチームに参加、認められるとやる気が出る、日々チャレンジを実感できる、定期的な異動で気持ちが新鮮でいられる

③男女が活躍…小さな会社でも産休・育休を取らせてもらえる、学校行事での早退や休むのも認めてもらえる、結婚退職させられない

会社は一つのチームであるので、何よりも大切なのは人と人とのつながり。人間関係がうまく築けていれば、逆に労働条件や仕事環境などにはある程度我慢をしながらも仕事を続けていけるということでしょう。仕事にやりがいを感じるのも、結局は人から自分の存在・行動を認められたときでしょうし、長く仕事を続ける理由としていえるのは人間関係、“お互いのコミュニケーション”ということがキーポイントということなのかもしれません。

**Q. 昨年末に新設された助成金を
教えてください。**

A. 景気悪化に伴う未曾有の大不況が大きな社会問題となっており、マスコミ等でも連日報道されています。政府は雇用対策の一環として、昨年 12 月にいくつかの助成金を新設、あるいは今までの条件を拡充しています。

【中小企業緊急雇用安定助成金】

先月の通信でも簡単にご紹介させていただきましたが、以前からある「雇用調整助成金」を大幅に要件を緩め、中小企業向けに創設されました。急激な企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動を縮小せざるを得ない企業が、社員を一時的に「休業」「教育訓練」「出向」させた場合に賃金の一部を助成するものです。

【高年齢者雇用開発特別奨励金】

満 65 歳以上の離職者を、①ハローワークの紹介で、②1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、③1 年以上継続して雇用するなどの要件を満たせば、一定額が助成されます。

【特定求職者雇用開発助成金】

障害者、母子家庭の母などをハローワーク等の紹介で雇い入れた場合の助成金の額が引き上げられました。

【試行雇用奨励金】

ハローワークの紹介により、トライアル雇用（最大 3 ヶ月の期限付き雇用）を行った場合に助成されます。対象の年齢が拡充され、若年者は 40 歳未満、中高年は 45 歳以上上限なし、母子家庭の母、障害者など）

【介護未経験者確保等助成金】

介護関係業務の未経験者を、週 30 時間以上働く雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、1 年以上継続して雇用する場合に助成されます。介護事業所様は必見です！

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

